

## 令和6年度市・県民税申告

必要書類の準備はお早めに

令和6年度の市・県民税(住民税)の申告が始まります。申告が必要かどうかは、下記のフローチャートでご確認ください。申告が必要な人は必要書類を準備の上、期間内に申告手続きを行ってください。

市・県民税の申告は、市・県民税のほか、国民健康保険税や介護保険料などの算出基礎になります。申告しない場合、税額や保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、医療費給付などの各種助成金手続きなどに影響するほか、課税所得証明書などの証明書類の取得ができなくなります。

※申告が必要と思われる人に、1月下旬に申告書を送付します。また、申告書は市のホームページからも入手できます。  
**問い合わせ**…市・県民税について  
 市民税課 ☎72-8209、(確定申告について)花巻税務署 ☎0198-23-3341

### 市・県民税の申告方法

**①郵送で申告**  
 申告書に必要な事項を記入し、該当する申告に必要な資料を添付して市民税課へ(〒024-8501住所記載不要市民税課宛)  
 ※円滑な申告書受理のため、郵送での申告にご協力ください。

### 市・県民税申告相談の日程・会場(事前予約制)

とき(土・日曜日、祝日を除く)	会場
2月1日(木)～6日(火) 9時～11時30分、13時～15時30分	和賀庁舎3階 大会議室
2月7日(水)～14日(木) 9時～11時30分、13時～15時30分	江釣子地区交流センター大ホール
2月15日(木)～3月15日(金) 9時～11時30分、13時～15時30分、 17時～18時(3月5日(火)のみ)	hoKko1階 ふれあいホール

※3月5日(火)17時～18時、15日(金)のみ予約不要で受け付けます。  
 ※申告相談会場へのバス送迎はありません。

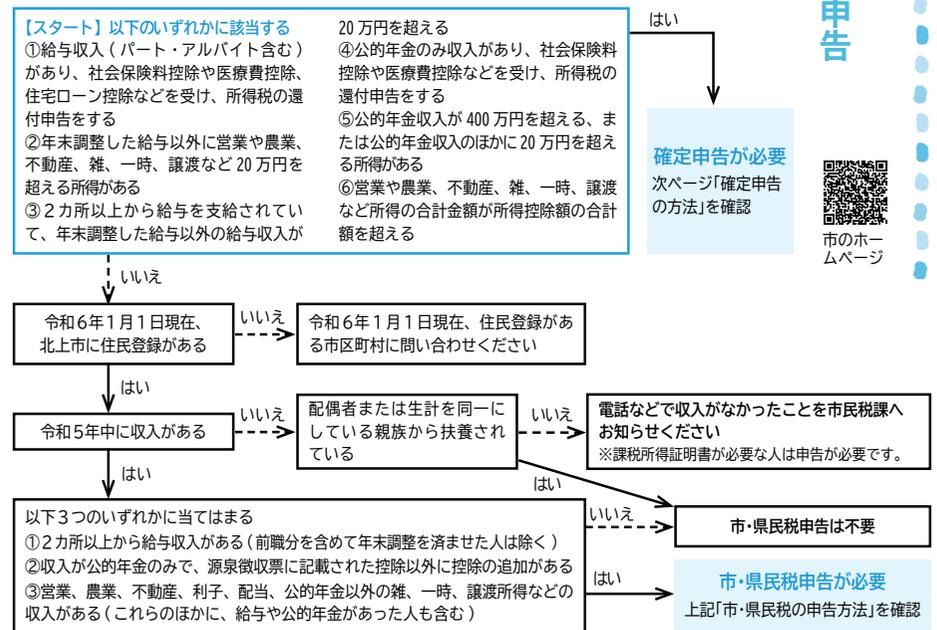
**②申告相談会場で申告(事前予約制)**  
 市の職員が申告書の作成について相談を受け付けます。日程や会場、受付時間は左表のとおりです。  
 本年度から会場ごとの地区割がなく、全会場で相談ができます。また、「事前予約制」で行いますので、お間違えのないようにご注意ください。会場の混雑緩和・待ち時間の短縮にご理解とご協力をお願いします。  
 ※2月1日から3月15日までは、市民税課の窓口では申告相談を受け付けません。事前予約の上、会場にお越しください。

**【事前予約方法】**  
 事前予約の受け付けは、1月22日(月)8時30分から開始します。右下予約フォームまたは予約専用ダイヤル(72-8209)から予約してください。



市のホームページ

### フローチャート(申告が必要かどうか確認しましょう)



※年末調整を済ませた給与以外に20万円以下の所得があった場合、確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。  
 ※土地・家屋、株式などの譲渡を申告する人で、申告の仕方が分からない人は税務署へ相談してください。

### 申告に必要なもの

- 市・県民税申告書
- マイナンバーと本人確認できる書類
- 申告者の口座番号が分かるもの
- 前年中の収入が分かる書類
  - ・給与や公的年金の源泉徴収票、報酬の支払調書など
  - ・収支内訳書(営業や農業、不動産などの所得がある人は収支をあらかじめ記入したものなど)
- 所得控除の内容を証明する書類
  - [医療費控除] 医療費控除の明細書(あらかじめ記入)
  - [社会保険料控除] 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの証明書または領収書
  - [生命・地震保険料控除] 保険会社などが発行する控除証明書
  - [障害者控除] 障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定通知書など
  - [配偶者(特別)控除] 配偶者の所得が分かるもの
  - [寄附金控除] 寄附金の領収書や証明書

**確定申告の方法**

**①国税庁ホームページで作成**  
 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成できます。申告書を印刷して郵送提出できるほか、e-Tax(電子申告)で提出することもできます。  
 e-Taxはパソコンまたはスマートフォン、マイナンバーカードがあればご利用できます。

確定申告書等作成コーナー

e-Tax

**②確定申告書作成会場で作成**  
 「自身のスマートフォンなどで申告に関する書類を作成します。」  
 ※会場開設の期間中は花巻税務署で作成できます。  
**問い合わせ**…花巻税務署 ☎0198-23-3341

**③税理士による無料還付申告相談**  
 ※2月3日(日)10時～15時(受け付けは9時45分～14時30分)  
 ※会場: くらホール小ホール  
**対象**…年金受給者、給与所得者で医療費控除などの還付申告をする人  
**問い合わせ**…東北税理士会花巻支部 ☎0197-737266

**国民健康保険人間ドック受診料助成**

市の国民健康保険に加入している人が、人間ドック(市が行う特定健康診査の検査項目の全てを含むもの)を受診した場合、受診料の一部を助成します。

■対象: 次の全てを満たす人①受診時点で市の国保の資格を有する②受診年度の未時点で満19歳以上③同じ年度内に人間ドックの受診料助成を受けていない④同じ年度内に市の特定健康診査を受診していない⑤受診結果を市の検査や特定保健指導などに活用することに同意する

■検査項目の内容などは市のホームページをご覧ください。

■助成金額: 受診料の2分の1(上限2万巴)

■申し込み: 受診終了日の翌日から起算して40日以内に、医療機関などが発行した領収書、受診結果、通帳を持って、国保年金課または市民課江釣子・和賀民生係へ

※受診料以外の口座への振り込みを希望する場合は、受診者の認印と委任状が必要です。

**問い合わせ**…国保年金課 ☎72-8204